

<p>公安委員会 決裁資料</p>	<p>鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部改正</p>	<p>令和7年7月24日 会計課</p>
<p>1 鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 条例の趣旨 警察法(昭和29年法律第162号)第68条(被服の支給等)第2項の規定に基づき、本県警察官に対する職務遂行上必要な被服の支給及び装備品の貸与について定めたもの。</p> <p>(2) 改正の理由 警察法施行令(昭和29年政令第151号)の一部改正により、警察庁の警察官の支給品目から「夏服スカート」が削除されたことに伴い、これに準じて定める本県警察官の支給品目を一部改正するものである。</p> <p>(3) 改正内容 第2条第3項の支給品の品目から「又は夏服スカート」を削除する。</p> <p>(4) 施行年月日 公布の日</p> <p>2 鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 条例の趣旨 道路交通法(昭和35年法律第105号)第114条の4第4項(交通巡視員)の規定に基づき、本県交通巡視員に対する職務執行上必要な被服支給及び装備品の貸与について定めたものである。</p> <p>(2) 改正の理由 警察法施行令の一部改正により、警察庁の警察官の支給品目から「夏服スカート」が削除されたことに伴い、これに準じて定める本県交通巡視員の支給品目を一部改正するものである。</p> <p>(3) 改正内容 第2条第3項の支給品の品目から「又は夏服スカート」を削除する。</p> <p>(4) 施行年月日 公布の日</p>		